

[事案 2019-222] 新契約無効請求

・令和2年4月2日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年9月に契約した一時払個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約に際し、募集人から、10年間預ければ1割の配当があると説明されたので、契約後何年か経過すれば一時払保険料の元本が保証されると考えていた。
- (2) 契約に際し、募集人から、リスクや途中解約については説明がなかったので、途中解約や為替リスク等で損失が生じるおそれもないと考えていた。
- (3) 契約に際し、募集人から、パンフレットは受領したかもしれないが説明は受けていない。また、設計書を受領したことや説明を受けたこと等について記憶にない。
- (4) 令和元年6月に解約を申し出た際、元本保証はないことが分かった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に、商品概要の説明VTRをタブレット端末で視聴してもらった後、設計書とパンフレットを用いて説明している。
- (2) 設計書には、解約返戻金は変動し、一時払保険料を下回ることがあることが一見して分かるよう図解されており、解約リスク、為替リスクについても、詳細な説明とともに、解約返戻金額等が一時払保険料相当額を下回るおそれがあることが明記されている。
- (3) 申立人は、意向確認書において、リスクについて説明を受け了解した旨を回答している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、契約後何年か経過すれば一時払保険料の元本が保証され、途中解約や為替リスク等で損失が生じるおそれがないと誤信していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。